

## 令和4年度南丹市社会福祉法人指導監査実施方針及び実施計画

### 1 指導監査の実施方針及び目的

人口減少社会の長期化や独居高齢者の増加、子どもに対する虐待の深刻化などを背景に、地域における福祉ニーズが多様化・複雑化する中、高い公益性と非営利性を備えた社会福祉法人（以下「法人」という。）の役割が、ますます重要になっている。

他方、一部の法人による不適正な運営が指摘され、法人全体の信頼を失墜させる事態に至っており、法人が今後とも福祉サービスの中心的な担い手としてあり続けるためには、その公益性・非営利性を徹底する観点から市民に対する説明責任を果たすことが求められている。

平成28年3月31日に社会福祉法が改正され、平成29年度より本格施行となった。改正法においては、①公益性・非営利性の徹底、②国民に対する説明責任、③地域社会への貢献の基本的視点に立って、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取組を実施する責務等、法人の制度改革が進められてきた。

本市においては、法人が利用者はもとより、広く市民の信頼に応え、地域における福祉の拠点としての役割を果たすよう、社会福祉法及びその他関係法令等に基づき、「法人の適正な運営の確保」、「不祥事の未然防止」、「福祉サービスの質の向上」等の観点から、機動的・効果的な指導監査を実施する。

指導監査は、社会福祉法第56条及びその他関係法令等に基づき、法人が同関係法令、通知等を尊守し、適正な法人運営並びに入所者又は利用者等に対する適切な処遇を行っているか否かについて、個別的に明らかにするとともに、本市が積極的に助言又は指導を行うことにより、法人運営の適正化並びに入所者等の処遇の向上を図ることを目的とする。

### 2 指導監査の対象法人

本市が所管する法人を対象とする。

### 3 指導監査の実施方法

#### (1) 一般指導監査

監査対象の法人から、「南丹市社会福祉法人指導監査事前提出資料」に定める資料（以下「監査資料」という。）の提出を求め、一般指導監査を実施する。

- ア 実施方法は、法人に対し、5に定める指導監査班を派遣し、法人事務所又は法人の運営する施設において実地監査を実施する。
- イ 実地監査周期は、法令の遵守状況から特に大きな問題が認められない法人については、3年に1回の実施とする。

(2) 隨時指導監査

法人の運営等に問題が発生した場合又は通報、現況報告書の確認結果等でそのおそれがあると認められる場合は、隨時指導監査を実施する。

(3) 特別監査

法人の運営等に重大な問題が認められた法人及び不祥事の発生した法人に対して、特別監査を隨時実施する。

(4) 新設法人監査

新設法人に対しては、監査資料の提出を求め、施設整備中であっても指導監査を実施する。また、施設が開設された年度においても一般監査を実施する。

4 指導監査の主眼事項及び重要事項

次の（1）及び（2）に掲げる事項を主眼として指導監査を行う。

また、特に別紙に定める事項を法人指導監査における令和4年度重要事項とする。

(1) 法人の適正な運営の確保

(2) 社会福祉事業の健全な経営の確保

5 指導監査班

指導監査は、原則として係長職以上の職にある者を班長とし、同班長を含む2名以上の職員をもって指導監査班を編成し実施する。

6 一般指導監査日程

概ね、令和4年10月から令和5年3月末までとする。

7 指導監査結果

(1) 指導監査の結果、改善を要する事項については、当日に班長が講評を行い、特に是正又は改善を必要とする事項については、後日文書で監査結果の通知を行う。

(2) 法人は、指摘された事項について是正又は改善を図るとともに、文書で通知された事項については、その具体的な是正又は改善措置の状況を確認できる書面添えて、指定期日までに文書で南丹市長に報告するものとする。

(3) 改善の指導等を再三にわたって行っているにもかかわらず、なお必要な改善措置等が講じられない場合は、個々の事例に応じ、社会福祉法第56条又は第58条の規定により、改善命令等所要の措置を講じるものとする。

## 8 結果の公表

指導監査の結果については、法人名、文書指導の有無、監査実施日をホームページに掲載するものとする。